

文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例施行規則

平成 30 年 6 月 15 日

文京区規則第四十四号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例（平成 30 年 6 月文京区条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(計画の届出)

第 3 条 条例第 7 条の規定による届出（以下「計画の届出」という。）は、条例第 9 条第 1 項の説明会（以下「説明会」という。）を開催する日の 30 日前（条例第 18 条の規定により説明会を開催しない場合にあつては、旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）第 1 条第 1 項の申請書の提出前）までに、旅館業に係る計画届（別記様式第 1 号）により行う。

(標識の設置等)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の標識（以下「標識」という。）の様式は、別記様式第 2 号による。

2 標識は、旅館業の施設の敷地の道路に接する部分（2 以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね 1m となるよう設置しなければならない。ただし、旅館業の施設の敷地が道路に接しないときその他特別の事情があるときは、当該施設の入口その他公衆の見やすい場所に標識を設置しなければならない。

3 標識の設置期間は、説明会を開催する日の少なくとも 20 日前（条例第 18 条の規定により説明会を開催しない場合にあつては、当該標識を設置した日）

から旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた日又は同条第 5 項の規定による不許可の通知を受けた日までの間とする。

- 4 営業予定者は、標識を設置したときは、旅館業に係る計画標識設置届（別記様式第 3 号）により、区長に届け出なければならない。
- 5 営業予定者は、容易に破損し、又は倒壊しない方法で標識を設置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように標識を維持管理しなければならない。
- 6 営業予定者は、標識に記載された内容に変更があったときは、速やかに標識の記載事項を変更しなければならない。

（説明会において説明する事項）

第 5 条 説明会において説明する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 旅館業の施設及び当該施設が存する建築物の規模
- 二 旅館業の施設の敷地の形態及び規模
- 三 旅館業の施設の位置及び付近の建築物の位置の概要
- 四 旅館業の施設の構造及び設備
- 五 営業形態
- 六 管理運営方針
- 七 その他区長が必要があると認めた事項

（説明会の周知等）

第 6 条 条例第 9 条第 2 項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による近隣住民への周知は、説明会の日時、場所等を記載した案内板（以下「説明会案内板」という。）を標識に近接した位置に設置することにより行う。

- 2 説明会案内板の様式は、別記様式第四号による。
- 3 説明会案内板の設置期間は、説明会を開催する日の少なくとも二十日前から当該説明会が終了した日までの間とする。
- 4 営業予定者等は、説明会案内板を設置したときは、旅館業に係る計画説明会案内板設置届（別記様式第五号）により、区長に届け出なければならない。
- 5 営業予定者等は、容易に破損し、又は倒壊しない方法で説明会案内板を設

置するとともに、記載事項が設置期間中不鮮明にならないように説明会案内板を維持管理しなければならない。

- 6 第一項に規定するもののほか、隣接住民（条例第二条第七号アに規定する者及び旅館業の施設の敷地境界線から半径十メートル以内の敷地内に存する建物に居住し、又は当該建物において事業を営む者をいう。）に対しては、説明会の日時、場所等が確認できる書類を、説明会を開催する日の少なくとも二十日前までに配付することにより周知を行わなければならない。

（説明会の報告）

第7条 条例第9条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、旅館業に係る計画説明会報告書（別記様式第6号）により行う。

（事前協議に係る意見の申出期間等）

第8条 条例第10条第1項の期間は、説明会が終了した日から起算して30日間とする。

- 2 条例第10条第1項の意見の申出は、意見申出書（別記様式第7号）により行う。
- 3 条例第10条第2項の規定による報告は、事前協議結果報告書（別記様式第8号）により行う。

（あっせん）

第9条 条例第11条の調整の申出は、調整申出書（別記様式第9号）により行う。

- 2 区長は、条例第11条の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、別記様式第10号により当事者に通知する。
- 3 あっせんの手続は、公開しない。

（あっせんの打切り）

第 10 条 区長は、条例第 12 条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、別記様式第 11 号により当事者に通知する。

(整備完了の届出)

第 11 条 条例第 13 条の規定による届出は、旅館業の施設整備完了届(別記様式第 12 号)により行う。

(計画廃止の届出)

第 12 条 条例第 14 条の規定による届出は、旅館業に係る計画廃止届(別記様式第 13 号)により行う。

(勧告)

第 13 条 条例第 16 条の規定による勧告は、勧告書(別記様式第 14 号)を当該勧告の相手方に交付することにより行う。

(公表)

第 14 条 条例第 17 条の規定による公表(以下「公表」という。)は、文京区役所門前掲示場への掲示等により行う。

2 条例第 17 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告に従わなかった者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)
- 二 勧告に係る旅館業の施設の名称及び住所
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めた事項

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。